

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十三号

昭和四十九年五月十日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

理事 愛野興一郎君

住 栄作君

保岡 興治君

井岡 大治君

細谷 治嘉君

多田 光雄君

小濱 新次君

出席国務大臣

自治 大臣

出席政府委員

自治政務次官

自治省行政局公

務部長

消防庁長官

委員外の出席者

人事院事務総局

職員局審議官

人事院事務総局

職員局補償課長

警察庁警務局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

委員の異動

五月十日

辞任

林 百郎君

同日

辞任

青柳 盛雄君

補欠選任

青柳 盛雄君

同日

補欠選任

林 百郎君

同日

補欠選任

青柳 盛雄君

同日

補欠選任

林 百郎君

同日

補欠選任

青柳 盛雄君

同日

補欠選任

林 百郎君

同日

補欠選任

青柳 盛雄君

同日

補欠選任

林 百郎君

同日

補欠選任

青柳 盛雄君

同日

補欠選任

林 百郎君

同日

補欠選任

委員の異動
五月十日
辞任
林 百郎君
同日
辞任
青柳 盛雄君
補欠選任
青柳 盛雄君
同日
補欠選任
林 百郎君

本日の会議に付した案件
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七六号)(参議院送付)

○伊能委員長 これより会議を開きます。
内閣提出にかかる地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。小川新一郎君。

○小川(新)委員 私は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、わが党は賛成の意を持っておりまして、まず御報告しておきます。
そういう立場に立って、御協力の質問でございますので、ひとつ親切丁寧にお願いたしたいと思います。他党の委員諸君からも専門的なお話がたくさん出ております。私は不勉強でありますけれども、重要な場合、幼稚な場合もありまして、ひとつ御理解いただきながら御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、地方公務員災害補償法に関連いたしまして、当然こういった災害の問題については地震または火災、また思わぬ国土の荒廃等によるところの災害等がございます。そこで、昨日起きましたところの伊豆半島を中心としたところのマグニチュード六・九といわれております今回の東海地震につきまして、公務員の災害補償法の法律

がかかっております関連に關係いたしますので御質問させていただきますので、よろしく御配慮のほどをお願いしたいと思います。

まず第一に、これは自治省にお尋ねいたしますが、こういう局地的な激甚災害、これに対して災害救助法並びに同地激甚災害法等の指定は当然行なわれると思いますが、当該静岡県に対してどのような措置と指導を行なわれたのか。またこの事態についてどうなっているのか。そして今後の問題についてどのように対処なされるのか。これについて自治省にまずお尋ねしたいと思います。

○佐々木政府委員 昨日発生いたしました伊豆半島沖地震の被害の状況は、地震の性格がいわゆる直下型地震ということで、伊豆半島南部、南端の南伊豆町に被害が集中をしているというような現状でございます。その被害状況等はまだ完全な捕捉の状況に至っておりませんけれども、現在時点までに判明いたしておりますのは、死者三名、行くえ不明二十六名、重軽傷者四十八名、それから家屋の被害状況として、全壊が四十六戸、半壊百三十三戸、一部損壊が六百五十六戸、それから火災が一件発生いたしまして、これが五むね全焼いたしております。そのほか山くずれあるいは道路の決壊等が、南伊豆町だけではなしに下田市も含めまして相当箇所出ている模様でございます。

これに對しまして、静岡県としましては、昨日の十二時四十五分に災害救助法を発動いたしました。必要な対策をとりつつあるわけでございまして、これに對応いたしまして、地元市町村等に対します財政措置等は、その公共被害その他財政需要の状況を見まして、必要に応じては普通交付税の繰り上げ交付というものを検討する必要があるだろうというふうに考えますが、これはさらに現地の状況を調査いたしましてその必要性を判断するということになるだろうと思っております。そのほ

か、今回の地震に伴います各種の財政負担の対応をいたしましては、御承知のとおり特別交付税の制度があるわけでございまして、今後の状況をさらに調査いたしまして、その結論を得まして必要な財政措置をとってまいります、こういうことにならうと思っております。

○小川(新)委員 同地激甚災害法は指定する考えはございませんか。

○佐々木政府委員 昨日午後には防災担当の各省の連絡会議を持ちまして、本日も、総理府をはじめといたします防災関係の各省から十七名の政府調査団を派遣をいたしております。この調査団の調査の結果を待ちまして必要な措置をとってまいりたいというつもりでございます。

○小川(新)委員 現在三名の死者、二十六名の行くえ不明者ということでございしますが、この二十六名の行くえ不明については生存の可能性があるので、それとも見込みがないのですか。

○佐々木政府委員 その行くえ不明者二十六名といいますが、地震に伴う山くずれによる生き埋めによる行くえ不明でございます。現地の状況を見ましても、その山くずれの、くずれてまいりました土砂が、大きい岩石を含む相当量の土砂の崩壊になっておりますので、非常にむずかしい状況にあるのではないかと、このことを考えております。

○小川(新)委員 現在の状態では非常に悲観的な報告でございしますが、万が一、二十六名の方々が全員死亡ということになりますと、同地激甚災害指定の範囲に私は入るやに思うのでございまして、この規模の直下型地震においては、詳しいことは今後の調査にまづいたしまして、今日までの判明いたしました災害規模の中では指定するお考えはないのですか。

○佐々木政府委員 この指定につきましては各省との十分な調整が必要でございまして、調査団

の帰りました時点におきまして早急にその態度を決定したいというつもりでございます。

○小川(新)委員 次にお尋ねいたしますけれども、気象庁、来ておりますね。——いま私たちが一番おそれておりますことは、昨日の地震が、河角博士の六十九年周期説、いままたにささやかかれております、大地震が来るのではないか、また大地震の前提になるものではないかということが非常にいま懸念されておりますし、災害は忘れたころにやってくるといいますが、それが私たちの脳裏にある中でこういった直下型の局地地震が起きたわけでございますけれども、この地震の見通しなり、地震の起きている現況なり、いま現在判明しておりますところの諸問題について、御説明のできる範囲でお願いしたいと思います。

○有住説明員 お答えいたします

新聞などで、それから中央防災会議の御報告でも出ておりますが、マグニチュード六・八ということで、伊豆半島の南約二十キロぐらいのところ、深度が二十キロでございますが、そういう地震が起きたということでございます。現在の学問とか技術のあれからいたしますと、こういうような前ぶれなしに起こります地震なものですから、あらかじめお知らせするというようなところまでできませんで、皆さんにたいへん御迷惑をかけておるわけでございます。しかしながら、これから予知をどういふうに進めますかということ、地震予知連絡会その他で検討しているわけでございます。

ちよつと前置きが長くなりましたが、いまの御質問の関東大震災、河角先生が六十九年周期というのを出示しておりますが、それとは、一応いままでの学問的な見解では別というふうに考えております。その根拠と申しますのは、今度の地震と申しますのは、南海トラフというのがございますが、その東側にございます、いわゆる海嶺と申しておりますが、山になったところでございまして、そこで起きているわけなのでございます。そういうことで、そのことがつまり、地震も浅くて

二十キロだということと符合しているわけ
でございます。地震の大きさからいいしても
六・八ということ、いわゆる非常に大規模
これは大きい規模でございますけれども、地震学
上いっておる非常に大規模な地震というのから比
べますとやや小さい。小さいと言いますと語弊が
ございますが、七以上を大地震と申しております
ので、それからいきますと大地震よりはやや小
さい。ただ直下型でございましたからたいへん被害
も出ておりますし、たいへん御迷惑が起きておる
わけでございますけれども、そういうことでござ
いますので、いわゆる関東の大地震というものと
は系列は違うというふうにわれわれ考えておりま
す。

それから、その後余震もだいぶ出ておりますが、気象庁の地震計の記録等によって調べてみますと、有感地震としてはいまままでに六十回ほど起きております。それから人体に感じないものとしては二百回ほどありますが、これは漸次少なくなっていくものとわれわれ推定しております。

また、重ねてこういう地震が起こるかどうかという心配がございますが、いまお話ししましたような海嶺の地震ということでございますので、過去の地震記録を調べた限りでは、あれと同じくらいあるいはそれ以上というような規模の地震があるという地域で二回続けて起こったという記録はございませんので、いまの技術的な水準から申しますと、続けて起こることはなからうというふうにわれわれ考えておりますが、しかし今度の地震でも予知できなかったというような、学問、技術としてはまだ不備な点がございまして、非常にはっきり確定的なことを申し上げるわけにはいかないのですけれども、われわれとしてそういうふうに推定いたしております。

○小川(新)委員 これは政務次官にお尋ねしたいのですが、個人災害補償の適用というものが、今回のおおくなりになった方や行くえ不明者、また倒壊された方、けがをなされた方、こういうものに

何らかの国としての援助の方法はあるのですか、個人に対しては。

○古屋政府委員 ただいまの御質問に直接お答えするには、ちょっと私いま事務局と打ち合わせをする必要がございますが、何といいましてもこれは不可抗力でございますが、なくなられた方、行くえ不明になられた方については全くお気の毒な状態でございます。したがいまして、ここでも私、確実にその法律の適用があるかどうかということとを断定的には申し上げませんが、気持ちとしてはそういうふうにももちろん考えていくべきであると思っておりますし、先ほど先生から御指摘のございましたは、やはり平素における対策というものものと、それからできたときの応急対策というものと、それから応急対策後の財政その他の三つの問題があると思いますが、いまお話しすることは応急対策の面に属しておると思います。ただ、なくなられた方につきましては、後ほど連絡をいたしまして申し上げたいと思いますが、そういうような積極的な方向で進められるように、私も関係省ともひとつ打ち合わせてまいります。

○小川（委員長）私がいま何でこの問題を議論しているかと申しますと、いまここにかかっている法案が地方公務員災害補償の法律でございますので、当然、公務に出動した公務員、警察官、消防官、また警防団——警防団は一般公務員ではございませんが、その仕事の性格上公務に準ずる、また当然この被害者の中に公務員の方の御家族、または遺族の方が出るであろうということから判断いたしましたして、まずそういう公務員に対する補償制度というものは、公務の場合にはございますが、こういうように急速に來た災害の場合にはどうなのか。またそういう公務員でない方々に對しての国としての補償という問題が法律的にないのかあるのか。個人災害補償という問題に對しては、先ほども申しました市町村や当該公共団体に對する暫定的な応援のしかたとしては、財政の措置として交付税の繰り上げ、これは行なうとい

うようなことをいま検討されるということでございます。また特別交付税制度もございます。それから災害救助法によるところの一、二の救済措置も講ぜられます。それから激甚災害に指定されれば当該市町村に対する大幅な援助が行なわれます。しかし、公務員の公務におけるところの災害補償というものがあっても、一般個人の個人災害に対しては何らないのであっては、これは福祉国家としてあまりにもおかしいのではないかと。

そこで私はまず第一に、そういった制度があるのかないのか。この場合、あるならばそれが適用されるのかされないのか。これは自治省としても当然考えなければならぬ。これは総理府のほうの仕事だと思いますが、当該地方公共団体におけるところの住民の生命、財産を守る立場に立って当然必要なことである。そこに消防が出動する、警察官が出動する、自衛隊が出てくる、救助が行なわれる。その救助が不幸にして間に合わなかった場合における措置はどうなっておるのか。これを聞くのは私は当然だと思うのですが、御答弁を、どなたでもけっこうでございます、お願いします。

○松井説明員 お答えいたします。
このたびの地震に際しまして、警察官も災害警備に当たっておりますが、現在のところ警察官のなかからは負傷者は出ておりません。
また一般の人がこのような人命救助等をなさった場合にどういふことかというところでございますが、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律というのが私のところにございまして、警察官の職務に協力援助した者につきましてもは警察官に準じてこの補償措置がなされることになっておりますが、この法律の中には、「水難、山岳における遭難、交通事故その他の交事により」「自らの危難をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった」場合はこの法律の適用がございますので、もし一般の民間の人がそのような状況におきまして人命救助等に当たって負傷し、あるいはおなくなりになった場合は警察官に

準じましてこの措置を行なっておるわけでござい
ます。

○小川(新)委員 まことに私の質問とちよっとか
け離れているのですが、それは確かにそういつ
た事故はわかります。そのために、公務に準じた
労働災害——労働という、これは警察官も労働で
あります。そういった仕事であれば、これは一般
公務員よりも五〇%ぐらい上のせられた補償がさ
れるわけですね。警察官、消防官、麻薬取締官、
この三つ、わかっております。

私が言っているのは、そういった公務に準じな
い、ばかんといま二十六名の方がまだ死ぬか生き
るかわからない、現実には三人なくなった、こう
いった方々の個人救済措置というものは国で法律
化されているのかされてないのか。死んだ場合幾
らなのか。そんなことは当然わかるはずでしょ
う、自治省だって。個人災害救助の法律が出てい
るのでしょうか。これに対して何にも答えられない
というのはいさういふわけですか。

○佐々木政府委員 いま正確な知識になっており
ませんので、取り調べまして直ちにまた御報告申
し上げます。

○小川(新)委員 これはもう地震が起きてきよう
で二日目になりますから、当然そういった問題が
国会でも出ることは当然なんぞございしますので、
ひとつ御研究をしておいてもらいたい——これは
災害対策特別委員会では個人災害法の問題につ
いてはもう議論が重ねられておりますよね。当然
死者に対しては五十万とか百万とか見舞い金が出
るわけですね。私はそれに関連して、労働災害
の死者の問題ですか、災害補償法の補償という問
題を議論しようと思いましたが、いまお尋ねいた
しますとまだよく詳しいところがおわかりになっ
ておりませんが、こういった法律があることは間
違いありませんね。あるのかないのか。まずそれ
だけ聞きましょう。

○佐々木政府委員 自然災害に際しましての個人
に対する給付の法律は、たしか数年前に制定され
たと考えております。

○小川(新)委員 それは適用になると思ひますけ
れども、ひとつ公務員、これは大事な問題なん
ですよ、私がいま言っていることは。公務員の災
害補償法の一部を改正する法律案を審議している
途中において、幸か不幸か、といって不幸にき
まっているのですが、震災が起きた。それに対し
て、現実には公務員の災害補償と並立してこう
いった問題が浮き彫りにされてこなければならな
いから、私はいまあえてこの問題を唐突的ではあ
りませんが出したわけであります。どうかひとつそ
の辺のところは深い御配慮をさせていただかないと
困ります。御注意申し上げておきます。まことに
私は遺憾だと思ふ。

そこで、現在までに出勤いたしました警察官、
消防官、自衛隊の数はどれくらいになっておりま
すか。

○赤木説明員 警察関係についてお答えを申し上
げます。

昨日地震発生直後、通信の途絶等の状況から、
被害状況の把握あるいは救出活動などを統括いた
しますために、静岡県警察では発震七分後の午前
八時四十分、県警察本部に警察本部長を長とし
る伊豆沖災害警備本部を設置いたしますと同時に
に、現地の下田警察署にも警察本部の警備部長等
を派遣いたしまして現地警備本部をそれぞれ設置
いたしましたとともに、現在までに警察官延べ千十
八名を出動させております。

その活動の状況でございしますけれども、まず当
初、機動隊約百名が、途中がけくずれ等で不通の
道路の土砂、岩石等を取り除きながら、約二時間
後被災地に到着いたしておりますが、とりあえず
この機動隊百名をまず被災地に派遣いたしまし
て、また漁船あるいは海上保安庁等の御協力を得
て、海上から現地に同時刻ころ到着いたしました
下田警察署員らと合流いたしまして、直ちに被災
者の救出、被害状況の調査活動などを行なってお
ります。こういった部隊が到着いたしまして、通
信が途絶しておりましたのでございしますが、その
通信機能を確保いたしますと同時に、その後逐

次、ただいま申しました千十八名までの部隊を現
地に投入いたしました。

到着いたしました部隊は直ちに、昨夜は徹夜で
被災地における救助あるいは行くえ不明者の捜索
活動などを行なっております。けさ早朝、午前
二時過ぎでございしますが、機動隊員一名、まず
第一の行くえ不明者を遺体として発見する等のこ
とを行なっております。

なお、これにつきましては、県の機動隊が持っ
ております投光車、多重無線車あるいは発動発電
機、チェーンソー、無線機など所要の資機材を
持ってまいりましたが、ただこれだけではやや不
足でございしますので、警視庁、神奈川県警等から
投光車、給水車、それからキッチンカー、トイレ
カーなど、所要の要員をつけて応援派遣をいたし
ております。管区警察からも関東管区公安部
長を現地に派遣して指揮に当たらせておるよう
な状況でございします。警察庁管区警察局におきま
しても、発震後直ちに地震警備連絡室を設けて現地
との連絡、指導に当たっております。

以上でございします。

○小川(新)委員 重ねてお尋ねしますけれども、
二十六名の行くえ不明者はほとんど生き埋め状態
なんですか。——そうしますとこれはほとんど絶
望ですか。

○赤木説明員 ただいままでに現地から入ってお
ります報告によりますと、すでにきょうになりま
して二体発見をしておりますが、いずれも死亡さ
れておりまして、あとの二十六名の行くえ不明者
についてもきわめて悲観的ではなからうかとい
ふに考えております。

○小川(新)委員 まことにお気の毒な事故でござ
いしますが、気象庁、東京でこの直下型の六・九く
らいの地震が人口密集地帯の江東地区に起きた場
合にはこのような被害では済まないと思ひます
が、予想としてはどのくらい被害が出ますか。

○有住説明員 お答え申し上げます。
この程度の規模が東京の直下ということござ
いましたら、それはもう、人数としてははっきりし

た数字というのは申し上げられませんが、火災
その他そういうものが起きるといふようなこ
とを考えましたら、おそらく数万人というよう
なオーダーのものは起きるのじゃないかと思ひ
ます。過去の例を申し上げますと、一八五五年、安
政二年の地震でございしますが、そのときに約一
万人の死者が出たといふことが過去の記録で
ございします。ところがいまの非常に人口密度が大
きくなっておりますようなことも考えますと、お
そらくこれを上回るような数字が出るかもしれな
いといふことをわれわれとしてはおそれているわ
けでございします。そのために、地震予知連絡会
その他、各省庁とも協力体制をとりましてその方
面の研究を急いでおるといふような現状でござ
います。

○小川(新)委員 いまの例は一八五五年ですか。

○有住説明員 一八五五年です。安政二年でござ
います。

○小川(新)委員 安政二年の話なんか参考になら
ないですよ。昭和四十九年現在、人口一千万をこ
えた一番密集地、ゼロメートル地帯の江東地帯に
マグニチュード六・八ないし六・九、あなた方で
言うところの中規模直下型地震が起きたときには
東京にどれくらい被害が起きるかといふことを
聞いているのであって、安政の話なんか聞いている
のではないのです。お願いします。

○有住説明員 お答え申し上げます。
安政の話は参考までに申し上げたのでございま
すが、現在これと同程度の地震が直下型でもし起
るとしますと、何人というような推定はちよ
とできないのでございしますけれども、おそらく火
災その他といふものが併発いたしますことを考え
ると、もうこれをはるかに上回る犠牲者が出るの
じゃないかといふことでわれわれおそれておりま
す。

○小川(新)委員 ちょっと予想がつかないわけ
ですね。
そこで私は実務の問題に入っておりますが、
特殊公務災害の拡大についてこの際考えなければ

ならぬ段階に來たわけです。現行法では、特殊公務災害の対象としては警察官、消防官、麻薬取締官に限って通常の公務災害の五〇%までの上積みが認められておりますが、これをさらに拡大して、一般職であっても、職種によって限定してしまふのではなく、そのときの業務の内容、災害の中身によつて特殊公務災害の中に加えてもよいのではないかという考えを持っておりますが、この点について一つ。

第二点目は、民間の組織しておりますところの、消防法に入らない消防団、この方々がこういった公務に携わった場合のけがもしくはなくなった場合は、その身分、損害の補償についてはどのようにお考えになっておられますか。この二点をお尋ねします。

○植弘政府委員　特殊公務災害の範囲の問題でございしますが、昨日もお答えいたしましたように、この特殊公務災害制度発足の際にもいま小川先生御指摘のような御議論をいただいたようにございまして、業種で区切るかあるいは具体の事実に着目して対象とするかといったような御議論があったようでございますが、やはりいろいろなケースが考えられますために、業種によってしばろうとというところで現行制度をつくっていただいたというふうに記憶いたしております。しかしながら、いま御指摘のように、たまたま特殊公務災害の対象になっていない業種といえども、場合によりましてはそういった特殊公務災害と同じような事態が個々具体のケースとして発生する場合も考えられるわけであります。しかし、それを一々特殊公務災害とするかどうかということになりますと、これは公務災害の補償水準といえますか、それをどういうふうに考えるかということとあわせて検討すべき問題かと思いますが、非常に重要な問題でございしますので、十分関係省とも相談しながら検討させていただきますと思います。

○佐々木政府委員 消防団員並びに消防作業従事者、これは民間の消防団員でない方で消防作業に従事した方に対する補償でございますが、これは

公務災害に準じましてその算定の方法が定められておるわけでございます。

ただ消防団員の場合には、御承知のとおり非常勤の職員でございますので、その基礎になります補償基礎額というものは一応政令で規定することになっておりますが、その額は、昭和四十九年度の場合、最低が勤務年数十年未満の団員の場合に日額を二千九百円、最高が勤務年数二十年以上の団長が三千八百円。この基礎は大体警察職員の、いわば最低額は巡査から、最高額は警部というものを一応基準にいたしまして、この公安職員員俸給表の金額を持ってきておるわけでございますが、二千九百円から三千八百円というものを補償基礎額にいたしまして、これをもとにいたしまして公務災害補償の場合とほぼ同じような計算で補償計算をいたしております。

ただ、補償額を出します場合にはできる限り遺族年金というものを中心にした運営をいたしたい。それで、遺族補償の一時金というものは、年金の受給資格を持っておる家族を持たない団員等につきましては一時金の支給を行なうということでございますが、大体は遺族を持っております方々の場合にはできるだけ年金を支給する、こういうことでやっております。これによりまして計算いたしますと、夫婦子供二人の場合でその団員が死亡した場合という一応モデルで計算をいたしますと、最高の場合の年金額が七十二万六千円、最低の場合の年金額が五十六万二千円ということになっております。また、独身者の団員で年金受給資格のない団員の場合には、一時金としまして二百九十万円ということになっております。そのほか療養の補償でありますとかあるいは葬祭補償でありますとか、その災害の態様に応じまして、公務員の場合に準じた補償措置がとられているのが現状でございます。

○小川(新委員) そうしますと、一時金二百九十万円というのは、この補償法の三級や死亡した場合よりも多いのですか。これはどういう計算になっておりますか。

○佐々木政府委員　ただいまの一時金は、独身団員で勤続十年未満という一番低い団員の場合の計算でございます。二千九百円を基礎にして計算した場合のいわば千日分というのがこの計算の内容でございます。

○小川(新委員) そういたしますと、この若年者の公務災害については、消防団員の場合は一時金だけで年金は出ないですね。年金は出ないで一時金で終わっちゃうわけですね。

○佐々木政府委員 獨身団員であります。五十五歳以上の父母がおります場合、いわば年金受給資格者であります。いわゆる扶養親族がおります場合には、遺族補償年金という形で年金が支給されるという形になっております。ただいま一時金を支給する場合を申し上げましたのは、その団員には妻がない、あるいはもう父母がおらない、それから子供もないという場合の災害補償の場合におきまして、一時金という形で一時金を支給する、こういうことになっております。

○小川（新）委員　わかりました。

それではちょっとお尋ねいたしますが、この法律ができたのは昭和四十二年でございますか、その以前とこの法律ができてからの問題でお尋ねしたいのでございます。本法制定前と制定後で、一級から三級まで、また四級から七級までありまして、これが障害補償年金のほうですね、それから八級から十四級までは障害補償の一時金が出ておりますが、この場合、この一級から三級までの方々の実態は一体掌握しておるのかどうか、また四級から七級までの方々の生活水準は一体どうなっておるのか、この実態調査をなさったことがあるののでございますか。地方公務員災害補償法に準じての実態を私はいまお尋ねしたいのでございますが、いかがでございますか。これに対して追跡調査をしたことがありますか。

○山田説明員　過去において年金を受給した方の生活の実態等につきましては、ただいま手元に詳細の記録がありません。

○小川(新)委員　いま何て言ったのですか。

○山田説明員　過去において年金受給者になられた方の生活実態につきましては、いまのところ詳細に把握しておりません。

「鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの」は四級だ。五級の場合は「一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの」また「一上肢を腕関節以上で失つたもの」こういうふうな四級、五級、六級、ずっとある。一級というのはどういうものかといえ、ここにも出ておりますが、そういった状態で生き長らえても人間としてはもう腐疾してしまつた、使いものにならなくなつてしまつたという方々の基準でございしますが、そういう方々が昭和四十二年本法施行になつて以来四十九年までにどれくらいいらつしやるのか。またその人たちの生活というのはどうなるのか。私はめっちゃくちゃなことじゃないと思ふのです。これは一体どの程度までつかんでいらつしやるのかと聞くのは無理じゃないと思いますが、私の話は無理だと思います。無理じゃないでしょう。

○山田説明員 この制度発足以来、障害補償の年

金を受けている方が百二十五件、一時金の対象となつて受給された方が七百八十七件ございますけれども、ただいまのところ、その年金の等級別の数字等は持ち合わせておりませんので、後日資料として提出したいと思ひます。

○小川(新)委員 これらの方々の生活の実態調査というものを、この間も共済年金のときに私はお聞きしたのでございますが、あわせてひとつ御調査をしていただいて、また来年も同じような問題が出てまいりますので、ひとつ資料要求をしておきたいと思ひます。

それでは、先ほどの地震関係の急にお呼びいたしました消防庁と気象庁ですか、けっこうでございます。——ちょっとその前に、気象庁せっかくおいでくださつて、お帰りになるのは残念なので、ここでもう一つお尋ねしておきたいのです。が、大地震の予知というものは今後たいへんな問題でございますが、こういう直下型の地震の予知というものは全くできない。全くできないが、六・九などというのはいへんな問題になります。そこで気象庁として今後どうあるべきなのか、またどう対処をするか。この際、要求なり要望なり、国会のこちらの委員会のほうにこういうことは言つておいたほうがいいと気象庁としてお気づきの点がございましたら、また御研究なりその他の点で私どもに聞かしておいていただいたほうが参考になるといふものがございましたら、ひとつこの際お願いしたいと思ひます。

○有住説明員 お答え申し上げます。

今度の場合、予知ができなかつたのは非常に残念であります。いまの学術、技術では非常に不完全で、まだ御期待に沿えるまでにはつていないわけでございますが、それに沿うべく各省庁、運輸省のほかに建設省や文部省、農林省その他の御協力をいただいて地震予知連絡会議というものが持たれておりまして、これは文部省の測地審議会というところの学識経験者などの御意見を入れながら進められていくわけでございます。

その線に沿ひまして、気象庁におきましても過

去第一次、第二次と、地震予知対策ということ、財政当局からも第二次におきましては約四億の財政的な支援をいただきまして進めておりますが、昭和四十九年度からは第三次の五カ年計画というものを立てて、それに沿つて進めさせていただきます。

四十九年度におきましては約三億四千万の予算をいただいて進めておりますが、その一つは、海底で地震が起きます確率が多い。いまの学術的な研究からいいますと、例のプレートテクトニクスという学説がいはば非常に信用されておりますのでそれに沿つて進めていくわけでございますが、それでいきますと、日本の東側の日本海溝のものと、それからその西にございます南海トラフというようなものに關連して地震が起つていくということがわかつておりますので、海底に地震計を置きまして、その海底で地震計ではかりましたデータを、テレメーター方式で迅速にデータをとつて調査研究を進めていくというような研究に四十九年度から着手をさせていただいております。それから御前崎には約二百メートルの深さの穴を掘りまして、その中に地震計とそれから傾斜計を入れまして研究観測を続けようということに進めておりまして、これは現在進行中でございます。近いうちにこれも動くようになると思ひます。

そういうことで、地震予知につきましては四十九年度から入ります五カ年計画ということで進めておりますので、そういう意味で、いま財政的にはいろいろと問題もあるとございしますから、財政当局ともよく相談しながら進むわけでございますけれども、そういう研究その他につきましても、将来とも御援助いただければありがたいというふうになつております。

○佐々木政府委員 先ほど、災害の弔慰金につきましての御答弁を保留しておきました二、三につきましてお答えさせていただきます。

昭和四十八年九月に災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律が制定をされまし

て、四十八年の七月十六日から適用になつておるわけでございます。この内容は、死亡者に対しまして弔慰金五十万円を支給をする、負傷者に対しましては必要な資金の貸し付けを行なうという内容でございますが、この死亡者に対する弔慰金は国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一という負担の区分になつております。府県及び市町村の負担分につきましては、災害関係の一連の経費の中に入れてまして特交で財政措置をするということにいたしております。この災害の中には地震という自然災害も当然含まれるということでございますので、今回の地震による死亡者につきましてはこの法律の弔慰金支給の対象になるということでございます。

○小川(新)委員 昭和四十八年にそういった新しい法律ができたことで私どもは満足しているわけではございませんが、個人災害のなかつた方

に五十万円の弔慰金が出る。私どもはこの問題については共済年金制度というものを提案しておつたのでございます。例の交通災害共済制度のように、わずかな掛け金による全国の災害共済制度というもので、死者の場合三百万円以上のお金が出るように提案しておつたのでございますが、これは五十万円であつたわけでございます。ひとつ、こういったものはすみやかに活動できるように、政務次官、ひとつ御配慮のほどをお願いしたいと思ふものであります。消防庁、けっこうでございます。お忙しいようですから。

そこで、私は基本的な労災の保険問題懇談会の答申の中の問題で取り上げたいのでございますが、このILO百二十号条約の水準に達しなければならぬ、こういった国際労働機関から勧告を受けなければならぬというんじやなくて、わが国の場合、国民総生産においては自由主義諸国家群においてはもう第二位である、そして田中さんもしばしば言つていられるように、福祉国家を目ざしているんだということになりますと、私どもはここに経済先進国から福祉先進国に切りかえていかなければならぬ。そういう立場に立つて、年

金の問題だ、また保険の問題だ、こういった補償の制度の問題だという問題が、当然この七〇年代の政治の主流を占めるような議論になつてまいりますが、一体いつになったらILOの勧告を上回るようなものが、たとえば共済年金にしても災害補償制度にしても出るのか。この辺のところは大臣にお尋ねしたいのでございますが、副大臣の資格を持たれる政務次官にひとつお尋ねするのでございしますが、一体、ILOの勧告を受けてものごとを出発するのではなくて、国際労働条約に加盟している国々以上のリーダーシップをとつて、日本を見習え、日本の姿こそ先進国の福祉社会の一つのスタイルであるというふうな災害補償制度というものは、まずいつになったらできるのですか、またいつやる御決心なんでしょうか、この辺のところをまずお尋ねしたいと思ふ。

○古屋政府委員 今回の改正は、結局労災保険審議会の答申を受けました労災保険法、あるいは人事院の意見の申し出を受けました国家公務員災害補償法の改正というものの均衡をはかつたのが今回の改正であることは御承知のとおりでありまして、今回の改正によりまして、補償基準はたゞいまお話しになりましたILO百二十一号勧告の水準まではおおむね引き上げられるものと考えております。ただ、ただいまのお話のように、福祉を中心としていくこれからの施策を総合的に推進していく上におきましては、やはりILOの勧告というふうなことをまづまでもなく、先進諸国の補償水準というものを考慮いたしまして、あるいはまたこの改正のもとであります労災、国家公務員災害補償法との均衡をはかりながら、この改善には積極的に検討を進めてまいりたいと思つております。

○小川(新)委員 そのお答えで私はおおむね了解したいのでございますけれども、まだまだどこまかい点に至つては水準まで達してないもののがたくさんあります。一体水準まで達してないものは、いまこういうふうな関係ではどういふものがあるのですか。

○石井説明員 ILO百二十一号条約との関係をまず申し上げますが、ILO百二十一号条約と今回の改正の水準の問題を比較してみますと、まず休業補償給付につきましては、条約が標準受給者の六〇％でございます。つまり、賃金の六〇％であります。今回の改正は、休業補償給付は六〇％で同水準でございますが、同時に、特別給付金という形で休業八日以上につきまして二〇％上積みをして八〇％の水準になる見込みでございます。

それから障害補償給付、すなわち完全労働不能、いわゆる三級に相当するわけでございますが、これが条約では六〇％であります。今回の改正によりまして六七％に引き上げをいたすことに相なります。

それから遺族につきましては、人数によって違いますが、条約におきましては遺族三人、すなわち標準の受給者であります。これが年間の平均賃金の総額の五〇％でございますが、今回の改正によりまして五六％の水準を確保いたしておる、こういうことであります。

○小川(新)委員 そうすると、ILOの勧告の基準を上回ったもの、まだそこまで達していないものというところになります。これは平均して、点数にして何点くらいまでいっているのですか。

○石井説明員 ILOの条約につきましては、申し上げたとおりでございます。今回の国会におきまして百二十一号条約の批准、御承認のための手続をとっております。

それから勧告につきましては、ただいま申し上げましたように、それぞれ勧告の線を全部水準として達しております。まあ、水準の問題につきましては一〇〇％達しておる、こういうことになります。

○小川(新)委員 ILOの勧告の水準では一〇〇％達しておりますが、わが国の特殊事情であるところの物価問題とか、またアメリカの給与水準から比較した国民総生産の問題とか、いろいろな点を勘案いたしまして、ILOの勧告に一〇〇％

達したからこれでいいのだ、だから遺族の人に対してはまた本人に対しても生活の保障がされているという前提ではないのです。このところ、いろいろな数字のトリックや、そういったしやうくし定本的なものをはかたときには事足りるという思想になります。私は、わが国の特殊な経済事情なり、そういった国際的地位、指導的な立場に立った地位の問題等を考えたときには、先ほどから言っておりますように、ILOの勧告に従ってやっていくという姿勢でなくして、もっとも上回って、この物価狂乱といわれる時代を乗り切るための災害補償制度というものを打ち立てなければならぬという考えに立ってお話をしているわけでございます。その点については満足されたり、満点だなんていう気持ちにはいりたくもなってもらいたくないですね。その点、政務次官、どうでしょう。

○古屋政府委員 お話のように、先進諸国の補償水準というものを考えますし、また日本の特殊事情も考え、そうして一方におきまして労災あるいは国家公務員災害補償との均衡をはかると申します。均等をはかると言う、そっちが上がらぬとこちも上がらぬような表現になりますけれども、両方ともレベルを上げるといふような意味におきまして、今後引き続き改善に努力してまいりたいと思っております。

○小川(新)委員 これは、いつもどなたもおっしゃることだと思いが、人によらず、党によらず、政策、政党的イデオロギーによらず、人間的立場、人道的立場、生命尊厳の立場に立った自由民主党のおおらかな政策の中からも取り入れざるを得ないのじゃないか。それが自由民主党の最もいいところじゃないかと私は思っております。で、どうか自民党が今後とも発展していくために、私はあえてここで、国民のためになってもらいたいことを公明党の立場からお願いたします。そこで、平均給与額の算定についてですが、こ

の問題ももう出ておると思いますが、私にもお答えいただきたいのでございます。

期末手当や勤勉手当が含まれておりませんが、これらを加えて計算すべきであると思っております。この点についてまずお尋ねするのでございます。つまり、従来の平均給与額に、期末手当や勤勉手当を一年間にならした金額を上積みすべきではないか。ILO百二十一号条約において、現金給付の額は災害を受けた者の所得の三分の二を下回らない額とされておりますが、ここでの所得というものは一体何を意味するのかという問題について、私はいまのような問題を要求しているわけでございますが、その辺のところの御答弁をお願いしたいと思います。

○石井説明員 給付の基礎となります金額、すなわち給与の額の算定のしかたであります。いま先生御指摘のように、現行におきましては労働基準法の平均賃金を基礎にいたしております。すなわち、それは過去三カ月の平均の賃金であります。したがって、いわゆる六カ月をこえるような普通一般のボーナスあるいは期末手当といったようなものはその中に入らない仕組みになっております。これにつきましては労災保険審議会におきまして長い間問題になっておるところでございます。実は、今度の法律改正を審議する中におきまして重要な問題として提起された問題でございまして、ただ、何ぶんにも労働基準法の平均賃金とのかかり合いを持っておるといふような問題は、どうしても間に合わないというのが偽らざる状況でございます。

したがって、現在この問題につきまして、ことしの一月から労災保険審議会に基本問題懇談会というものを設置をいたしました。こればかりじゃございませんけれども、給付基礎日額のあり方について検討をしております。したがって、私どもとしてはこれが検討の結果を待ちまして、措置すべきものは措置したいというふう考えております。

○小川(新)委員 たいへん前向きな御答弁をいただいております。私もありがたく思いますが、なぜこういうことを申し上げるか申す原因については、もう皆さま方のほうがよく御存じであるし、基本問題懇談会においてもこの問題について、やはりそこに関心があるからこそそのネットワークになっている問題について検討されていると思っております。遺族補償年金で、遺族が五人以上ある場合、平均給与額の年額の六〇から六七％に引き上げられましたことは、ILOの勧告水準三分の二に到達することは了解いたしますが、その算定の基礎となる平均給与額自体が低く計算されておれば、たとえそれが上がったとしても実質的な支給率は五〇％もしくは以下になるのではないかと。ところが問題になっているのだと思うので、そこで、いま言ったような期末手当なり、そういった臨時に支給された金額を加えた基礎、それを上のせした比率を加えていくのが当然だと思っております。その点、いかがでございますか。

○石井説明員 この給付基礎日額、この平均賃金といいますが、基礎となる賃金のあり方については、これは先ほど申し上げましたように相当長い間の議論になっておるところでございます。諸外国におけるいわゆる期末手当、ボーナスというものと日本におけるボーナスというものの性格の違い、これは、たとえばいわゆる生活賃金としての役割りの評価といったようなものもございまして、必ずしも諸外国と同じようなものではないというところは大体明らか事実であります。問題は、先ほど言いましたように、労働基準法の全体の平均賃金の考え方との関連もございまして、なかなか一挙に結論が出ないというのが偽らざるところでございまして、現在議論の最中にごさいますので、今後ともさらに検討を続けてまいりたいというふう考えております。

○小川(新)委員 長い間の懸案問題を一挙に解決すると思うのですが、長年の懸案が長年の懸案で終わったのでは政治ではありませんし、法律を作成

させる側においての私たちも責任を感じますので、どうぞひとつよろしくその点は進めてもらいたいと思います。

そこで二番目の問題といたしまして、この問題ももう長いこと議題になっておるし、またいろいろの同僚の皆さんからお話があったと思ひますけれども、スライド制の法文化についてお尋ねしたいのでございますが、地方公務員災害補償法の第五十七条には、「基金の行なう年金たる補償の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。」とあります。今日のような急激な物価の上昇によって、年金額は年々目減りしております。これは貯金も同じでございますが、現行法のもとではスライドはどのように行なわれておりますか。これは本法五十七條、本法第二条第五項に基づいて、施行規則の第三条第四項によって、平均給与額が著しく公正を欠く場合、自治大臣の承認を得て定めるといふことも存じております。そして、給与改定の切りかえ日の四月一日の平均給与額の一・二倍、すなわち二〇％が、給与改定による平均給与額以下るときは新しい平均給与額にスライドさせるといふ措置が講ぜられておることも存じておりますが、これを新しく法文化するといふようなことはお考えにならないかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。これも昨日から問題になっておると思ひますけれども、重ねて、くどいようですがお聞きする次第であります。

が適當かと存じますけれども、先ほど来お話の出ております労災保険審議会の基本問題懇談会でもこの件が取り上げられておるようでございしますので、その結論を待って、労災なり国公災害と同じような立場で制度化を考えさせていただきたい、このように思っております。

○小川(新委員) 労働省、あらためて私聞くまでもないのですけれども、ただいま御答弁いただいたとおりでございますが、その見通しなり御決意なりを承っておきたいと思ひます。

○石井説明員 ただいま自治省からお答えいたしましたように、現在基本問題懇談会におきまして、先ほどの給付基礎日額のあり方の問題とあわせてスライドのあり方について検討している最中でございます。労災保険法は実は一番最初に賃金スライド、すなわち二〇％の賃金が上昇した場合に改定をするといういわゆる賃金の自動スライド制を採用した最初の法律でございますが、問題になっておりますのはその二〇％が妥当かどうかというところが中心でございます。したがっていま、法律的には賃金の自動スライド制は確立されておるわけでございますが、その程度の問題を現状においてどう評価するか、こういう問題で議論の最中でございます。その問題につきましまして、その議論の経過あるいは審議会の結論によりまして対処をいたしていきたいというように考えております。

○小川(新委員) いまお話が出ましたが、二〇％が妥当かどうか、大き過ぎるか少な過ぎるかという問題だと思ひます。これは私どもは大き過ぎるのではないかとこのことでございします。そうなりますと年金額の改定は、それに達しなければ一年おいて達したときになります。二年間固定してしまうというふうになりますので、その辺のところの考え方がなつたとしても二年の固定、ストップということになりますから、ひとつ十分考えていただきたいのです。これは自治省としてはどうでございますでしょうか。

に、いま労働省のほうで審議会を通じて前向きに検討されておるようでございしますので、それらの線に沿って私ども措置させていただきたいと思っております。

○小川(新委員) 民間給与と公務員給与の較差は正については、五％の較差が生じたとき人事院の勧告に基づいて是正されることになっております。それは間違いないでございします。——そうなりますと、災害補償のスライドについても二〇％にこだわらず、五％とまでいかなくても、一〇％、またはいま言ったような五％として、年金生活者をインフレから守るほうがいいのではないかとこの点でどうでございしますか、ちょっとお考えを聞きたいのでございします。

○補給政府委員 御承知のように、現在の公務員の給与の決定につきましては、人事院が民間の実態調査を行なひまして官民較差を埋めるという現実の立場で措置されておりますが、その場合にも五％の増減によって所要な勧告をするという規定になっておりますのは御指摘のとおりであります。そこで一応考えられますことは、同じく公務員のこういった災害補償制度でございますから、スライドをする場合においては、その基礎としては給与を基準にするというのとは当然考えられるところであります。そうなりますと、いま国家公務員法で定まっておりますような五％というのは一つのめきになるかと思ひます。ただ問題は、民間における労災との関係もございします。そこらの兼ね合いを審議会でも十分御検討いただくものと思っておりますので、先生のお説はお説として意味のあるものと考へております。

○小川(新委員) 私がいまこうして申し述べておりますのも、異常な物価高、狂乱といわれるような経済変動の中で国民は一樣に苦しんでおりますが、インフレというのは御存じのとおりすべてが苦しむのではないのです。資産のある者や土地を持つてゐる者、それから金のある人、力のある人は、インフレによってさらに自分の資産も恩恵

○小川(新委員) 委員長も御存じのとおり、年金の支払いについては昨日の理事懇談会においても議論が集中したところでございします。そういった事務的な問題、コンピュータ計算集中、集約方

を受けている。ところが年金生活者やこういった障害を受けられた方々、要するに社会の谷間に置かれていらっしゃる方々に対してはインフレというものは非常な大問題としてのしかかつていることは御存じのとおりですから、そこで厚生年金や国民年金の改善が、実施時期を早めることがすでに委員会でもなつております。そこで災害補償法による年金生活者についても、この法律の施行日の四十九年十一月一日を待つまでもなく、スライドの実施時期を何カ月分かつてもさかのぼって適用するくらいきめこまかいインフレ対策を検討すべきである。これももうお話が出たと思ひます。当然出るべき問題でございします。私としても重ねてお聞きしたので御答弁をお願いしたいと思います。

○石井説明員 施行日の十一月一日を早めることができないかという御質問だと思ひますけれども、実はこの問題につきましては、お説のようにできるだけ早く施行するということは立法者としても当然考える立場だと思ひます。ただ、現在いわゆる給付にかかわる事務につきましましては、すべて電子計算機、コンピュータシステムでこれを行なつておりますけれども、現在のところ、今回の改正によりまして電子計算機のプログラム数が約百五十本の改定を必要といたします。これに要する期間は百六十五日間でございますが、そういうことを勘案しながら、かつできるだけこれを早めるという方向でやりますけれども、もう一つは、年金の支払い期日が二月、五月、八月、十一月という区切りで年金を支給いたしておりますので、そういう点を勘案しながら十一月施行ということにしたわけでございまして、できるだけ早くこれを施行するといふたてまえの上に立ちまして十一月一日というふうなきめたわけでございします。

式、こういう問題を考えたときにはよくわかりますけれども、私が先ほどから述べておりますように、ILOの勧告を待つまでもなく、リーダーシップをとっていかねばならないわが国の社会保障制度全般に言えることであります。この問題については関連が非常に多いございまして、あちらを立てればこちらが立たず、こちらを立てればあちらが立たないというような相互関連のことについて、委員会ではいろいろと叱責を浴びている皆さん方の立場もわからぬではありませぬけれども、そういう点ももう一歩前進した姿勢を示していただきたいと思ひます。

大臣がおいでになりましたから、このILOの問題、大事な問題でございますのでちょっとお尋ねいたしますが、百二十一号でございましたか、勧告がございました。勧告があつてから動くのではなくして、わが国のような高度経済成長国家の、経済のリーダーシップを握っている国家として、金で解決する問題が、なぜこういう問題が国際労働機関からこうして指摘されねばならないのか。また指摘される以前の問題として指摘されている。でありますから、私はこの問題についてはILOの勧告の前にも、先進工業国家としての経済の力、そういう世界に与える影響というものを考えたときの日本の姿として、上回った姿勢をもう示すべき段階にある。先ほど政務次官にこのお答えをいただいたのでございまして、当該責任を持たれる自治大臣といひまして、私の考え方に御共鳴をいただけるのかどうか、これをひとつお答えいただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 ILOの勧告があつたことは私も重々承知をいたしておるわけでございまして、いま小川委員によれば、そういう勧告などを待つまでもなく、日本はすでに先進工業国の域に達したのであるから、そういう勧告を上回るような措置を講ずべきではないか。確かに私も、最近におきます日本の経済力というものがこれだけ高まつてまいり、先進工業国の中に仲間

入りをいたしましたわけでございすけれども、御承知のように、こういう制度というものは今日までの経緯というものがございまして、年とともに改善が加えられて今日に至つておる。御質疑のいろいろお話し合いがあつたことと思ひますけれども、御承知のように、このたびの改正によりましてILOの勧告の水準をや上回るといふところまでまいつたといふことは非常な前進である、かように考えておるのでございす。しかしなおこれをもつて十分かどうかといふことにありますれば、これはまたおのずからな将来に改善を要するものがあるといふことについては、私もさう考へておるわけでございす。

今日改正を御提案申し上げて御審議を願うといふことによつて、とにかくILOの勧告の水準を多少なりとも上回るといふところにまいりましたことは、私は非常な前進であると思ひますが、今後この問題につきましても関係省におきましてなおさらに前進、改善方について努力をするもの、かように存じておるところでございす。

○小川(新)委員 では次に前払い一時金制度の延長についてお尋ねいたします。現在、前払い一時金制度として平均給与額の四百日分の額を支給することになっておりますが、これを平均給与額の一千日分をこえない範囲内で二百日分、四百日分、六百日分、八百日分、千日分の五段階に分けて給付することとし、昭和五十二年十一月三十日までの暫定措置とされておるのをさらに十年間延長するといふ改正案になっておりますが、前回五年延長し、前回も五年延長し、今回はさらに十年間延長することになっております。これは前払い一時金制度を固定化するといふことなんでしょうか。これを十年間延長する理由は何なのでございすでしょうか。

○石井説明員 前払い一時金制度につきましては、先生御指摘のような経過をたどつておるわけでございす。ただ、前払い一時金をなぜ労災法の中に制度化したかという理由につきましては、そもそもが労働基準法の一時金システムを最初採

用いたしまして、これが年金システムに変化をしたわけでございすけれども、その場合に、日本の生活の態様といひますけれども、慣習といひますか、そういうことから、どうしても死亡したりあるいは障害にかつた場合の家庭的な変動がございまして、その中で一時金を前払いをするといふことが妥当であらう、しかしその基本には、あくまでも年金の体系といふものを定着させる暫定的な措置であるといふふうな考へたのがそもその最初でございす。

ただ、現在の前払い一時金の利用状況をみますと、現状におきましても約二六%をこえるような前払い一時金の利用者がございす。しかも、調査によりますと、前払い一時金を利用したいといふ方々の中にも、非常に家庭的な変動が激しい場合には四百日分では非常に足りないといふ方々もおります。それから四百日分という固

定的なものであつては実際のニーズに応じ前払い一時金の活用がでないといふ声もございす。したがひまして、この前払い一時金はあくまでも選択制の問題でございまして、いま先生御指摘のように二百日から千日までのパラエティータを持たせました。言つてみれば、需要の状況に応じた選択が可能となつた状態をつくり上げることが現状においてはしばらくの間必要であらう、こういうことから、この考へ方を現状に即したものであるといふふうな考へて提案をした次第でございす。

○植松政府委員 ちょっと補足いたします。考へ方なり趣旨は労災と同じでございす。地方公務員の場合、四十二年に発足いたしました四十三年度で四八%も利用されておりますが、その後大体四〇%前後でございまして、四十八年度見込みでも三六%ぐらいといふことで、利用率は非常に高うございすので、実際に応じたといふふうな考へております。

改正にあつては、勢の問題になると思ひます。が、五十二年十一月三十日までまだ期限がある。にもかかわらず十年間も延長する。これは固定化をしたい前提であるといふことなつてございまして、もうけれども、今日、国民皆年金とまでいひ、年金制度が定着しているときに、安易に前払い一時金制度を固定化することは、考へ方として、これは私の考へでございすからあれですが、年金制度に逆行するものであるといふものな

んですね。その一時金の希望者が多いといふことは、現行の前払い一時金の支給を望んでいるといふよりも、年金の支給を受けると同時に、災害直後に一時金がほしいといふことだと思ひます。で、一時金にかわるものとして検討することになつておりました年金担保融資制度について、この暫定期間の五年間に、昭和五十二年の十一月三十日までである間に、いま言った年金担保融資制度などというものをそのまゝにして長期固定化、

それこそ安条約ではないが、長期固定化路線のようになつてしまふことはいかぬものであらうか。考へ方として、前払い一時金制度に重点を置く改正ではなくして、年金を支給すると同時に、特別支給金制度を創設して災害直後の生活費に充てる、こういう考へ方を並用してどうか。一べんにもらつて、お金がなくなつちやつて、あとでもう分解してもらえないといふよりもいいのではないか。そんなことはないと思ひますが、中にはやけになつてギャンブルに使つて逆に家庭を破壊したという例も聞いておりますので、そういう点を考へたときに、私はそういう考へ方は逆行するのではないかとひひくねくれた考へ方を持つておる一人なつてございすので、どうか説得するお答えをひとついただきたいと思ひます。

○石井説明員 御指摘がありましたような年金担保の考へ方というものは、実は私も検討いたしたわけでございす。担保の融資制度といふこと

になりますと、結局はまた返済しなければならぬという問題があります。

そこで私も二つの問題を考えまして、一つは特別支給金という形で、新しく年金と一時金を併給する考え方を一つとったわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、どうしてもやはり日本の現状におきましてはいろいろな災害のあった場合に非常に現金を必要とする場合がございまして、しかもそれが非常に要請されておる現実がございまして、そういうことから前払い一時金は存続するけれども、単に四百日分という固定的なものじゃなくて、二百日分から千日分まで、非常にバラエティーを持った、しかも要請に応じた体制をとるということがより現実合うんじゃないかという考え方に立ったわけでありまして、いま御指摘のような、一時金をもたらしてそれを浪費するということのないように行政指導をしなから、これを運用してまいりたいというように考えております。

○小川(新)委員 最後に、公務災害の認定についてちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

一般に業務災害であると立証できない限り認定されませんが、業務災害であるのか私傷病であるのか、中間的なものはほとんど認定されてないわけですか。オール・オア・ナッシングです。ゼロか百かです。そういうことで、この因果関係の認定基準が非常にきびし過ぎるために認定されないことが非常に多いと思ひます。一つの例として、こういう問題で不服審査請求が出されております例はどの程度あるのですか。

○山田説明員 審査会における最終再審査請求事案の処理状況でございますけれども、四十九年三月三十一日現在で大体八六・二％程度解決されております。

○小川(新)委員 八六・二％というのは、不服審査に出された数の八六・二％が解決されたという意味なんですか。

○山田説明員 まず不服審査会における審査請求を申し上げますと、六六・一％が処理されております。

○小川(新)委員 最後、公務災害の認定についてちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。一般に業務災害であると立証できない限り認定されませんが、業務災害であるのか私傷病であるのか、中間的なものはほとんど認定されてないわけですか。オール・オア・ナッシングです。ゼロか百かです。そういうことで、この因果関係の認定基準が非常にきびし過ぎるために認定されないことが非常に多いと思ひます。一つの例として、こういう問題で不服審査請求が出されております例はどの程度あるのですか。

ます。それに対して再審査請求にさらに出されたのが四四・九％になります。

○小川(新)委員 それで、その不服審査に不満を生じて裁判に持ち込んだ例は幾つあるか。そしてその裁判の結果はどうなったのですか。

○山田説明員 手元の資料では確認できませんけれども、裁判に至っている件数はきわめて少ないと承知しております。

○小川(新)委員 きわめて少ないことはけつこうですけれども、結局、不服審査で、さらに裁判に持ち込んだ結果、公傷なのか私傷病なのかわからぬ。またその結果、争っても無意味なのか。あくまでもそれが厳格過ぎて、公平な司法の手にゆだねてもなおかつとれなかったのかどうか。このところが大事な点です。その問題がはっきりしませんが、これはあととあるいろいろな問題が出てきたときに、裁判で争っても何にもならないじゃないかというところになって、不服審査の段階で処理されてくる、泣き寝入りしてしまうということなんです。その例を知りたい。

○山田説明員 ただいまの件につきましては、支部における審査状況、それからそれに対する再審査状況、またその再審査請求の決定を承知しないままに裁判に持ち込まれた状況につきまして、直ちに調査いたしましたしお届けしたいと思ひます。

○小川(新)委員 これは大事な問題だと思ひますので、先ほど私からお願ひいたしました等級別の実態調査とあわせてお願ひしたいと思ひます。それと、不服審査中解決した、解決しないというパーセントは出ましたが、その解決したほうは何なのか、しないほうは何なのか。その認定されないわけはどうか。これもいまおわかりにならなければあてでけつこうでございます。資料をひとつお願ひしたいと思います。

次のお尋ねでございますが、たとえば東京都の石神井南中学校の先生が、授業中に光化学スモッグで倒れました、こういう事実がありますが、これは公務災害になるのですか。

○山田説明員 東京都において光化学スモッグによる事案が発生しておりますけれども、この事案につきましましては、現在東京都の支部審査会で準司法手続によりまして審査中でございますので、その結果を待ちたいと思ひますけれども、そのところで問題になっておりますのは、光化学スモッグによる災害の発生が地域的にかなり広範囲にわたっており、あるいは偶発的な災害であるという明らかな見解も示されております。かつ、当該職員のみならず、付近の一般住民も被害をこうわっているというようなことから、公務起因性がないという判断が出された結果の審査である、そういうことに聞いておりますので、こうした事案につきましましては、なお専門家等の意見を十分聞き、また関係の省庁とも相談いたしまして、適切な処理をするよう助言等を行なっていくたいと存じます。

○小川(新)委員 これは新しい事例として、光化学スモッグなどというものは最近二、三年の間に起きてきた問題ですね。しかも、先生は確かに授業中、公務をやっているときです。そして光化学スモッグによって倒れた。これが公傷としてこの対象にならないなんというものであったら、東京ではおちおち授業もできませんね。因果関係ははっきりしているわけでありまして、何もその先生の健康状態が悪いから私傷病で出たわけじゃない。特殊な地域に光化学スモッグが発生した。これは確かに非常に大きな問題になると思うのですが、この問題の認定というのがはっきりしないのではちょっと不安です。こういう点はどうなんでしょうか。

○植弘政府委員 一般的にいわれる公害病というものになるのかどうか。公害病になりますと、昨日も御説明がございましたように、公害病の補償の問題がございまして、いまの事案は、先ほど給与課長からもお答えいたしましたように、直接的な公務起因性というものを認めるには非常に薄いというところで、東京都支部ではこれを認定しなかつたわけでありまして、しかし、従来にないような非常に特異な事例といたしまして現在審査会で検討中でございますので、その審査会の結論を待ちたいと思ひますが、そういった、ほかにもございまして、公務災害の場合には、そういったケース・バイ・ケースの判定といえますか、積み重ねによっておおよそ公務起因性というものが確定されてきた経緯もございまして、したがって、今後こういった公害病的なものが公務との関係においてどうなっていくかというの、非常に新しい考え方が示されるものと思ひます。そういうのを待つて、逐次そういったものを事例判例を積み上げた上で対処していきたいと思ひます。

○小川(新)委員 その問題を解決する前に、もっとおかしな問題が出てきている。だからその問題を解決するのはもっと困難だと思ひます。ここに二つの例があります。

脳溢血の場合ですね。ある会社の従業員Aさんが集金業務のために外出中、路上で脳溢血のため死亡しました。Aさんは老齢で、通常からやや高血圧を患っていたが、最近集金業務が滞りがちなので、当日は蒸し暑い日であったが集金業務に出た。このAさんの死亡は業務上といえるかどうか。これは聞いただけでは詳しいことはわからないでしようが、いま私が言った範囲ではどうですか、これは業務上といえますか。

○植弘政府委員 昨日も同じような問題があったわけでありまして、労災に対しまして公務災害に對してしましても、認定いたします場合に一番問題になりますのは、心臓とか、そういった循環器系といえますか、そういったものがほんとうに公務と直接因果関係を持っているのかどうか、非常に認定がむずかしいようでございます。したがって、いまの場合ですと、その倒れたことが集金に出かけたことに直接起因するかどうかという判定がむずかしい問題でございますので、私、いまお伺ひした範囲では、業務上という判断もあり得るだろうし、一般的には心臓病は非常に判断がむずかしいございまして、起因性がないというのが

たわけでありまして、しかし、従来にないような非常に特異な事例といたしまして現在審査会で検討中でございますので、その審査会の結論を待ちたいと思ひますが、そういった、ほかにもございまして、公務災害の場合には、そういったケース・バイ・ケースの判定といえますか、積み重ねによっておおよそ公務起因性というものが確定されてきた経緯もございまして、したがって、今後こういった公害病的なものが公務との関係においてどうなっていくかというの、非常に新しい考え方が示されるものと思ひます。そういうのを待つて、逐次そういったものを事例判例を積み上げた上で対処していきたいと思ひます。

○小川(新)委員 その問題を解決する前に、もっとおかしな問題が出てきている。だからその問題を解決するのはもっと困難だと思ひます。ここに二つの例があります。

脳溢血の場合ですね。ある会社の従業員Aさんが集金業務のために外出中、路上で脳溢血のため死亡しました。Aさんは老齢で、通常からやや高血圧を患っていたが、最近集金業務が滞りがちなので、当日は蒸し暑い日であったが集金業務に出た。このAさんの死亡は業務上といえるかどうか。これは聞いただけでは詳しいことはわからないでしようが、いま私が言った範囲ではどうですか、これは業務上といえますか。

○植弘政府委員 昨日も同じような問題があったわけでありまして、労災に対しまして公務災害に對してしましても、認定いたします場合に一番問題になりますのは、心臓とか、そういった循環器系といえますか、そういったものがほんとうに公務と直接因果関係を持っているのかどうか、非常に認定がむずかしいようでございます。したがって、いまの場合ですと、その倒れたことが集金に出かけたことに直接起因するかどうかという判定がむずかしい問題でございますので、私、いまお伺ひした範囲では、業務上という判断もあり得るだろうし、一般的には心臓病は非常に判断がむずかしいございまして、起因性がないというのが

たわけでありまして、しかし、従来にないような非常に特異な事例といたしまして現在審査会で検討中でございますので、その審査会の結論を待ちたいと思ひますが、そういった、ほかにもございまして、公務災害の場合には、そういったケース・バイ・ケースの判定といえますか、積み重ねによっておおよそ公務起因性というものが確定されてきた経緯もございまして、したがって、今後こういった公害病的なものが公務との関係においてどうなっていくかというの、非常に新しい考え方が示されるものと思ひます。そういうのを待つて、逐次そういったものを事例判例を積み上げた上で対処していきたいと思ひます。

○小川(新)委員 その問題を解決する前に、もっとおかしな問題が出てきている。だからその問題を解決するのはもっと困難だと思ひます。ここに二つの例があります。

脳溢血の場合ですね。ある会社の従業員Aさんが集金業務のために外出中、路上で脳溢血のため死亡しました。Aさんは老齢で、通常からやや高血圧を患っていたが、最近集金業務が滞りがちなので、当日は蒸し暑い日であったが集金業務に出た。このAさんの死亡は業務上といえるかどうか。これは聞いただけでは詳しいことはわからないでしようが、いま私が言った範囲ではどうですか、これは業務上といえますか。

○植弘政府委員 昨日も同じような問題があったわけでありまして、労災に対しまして公務災害に對してしましても、認定いたします場合に一番問題になりますのは、心臓とか、そういった循環器系といえますか、そういったものがほんとうに公務と直接因果関係を持っているのかどうか、非常に認定がむずかしいようでございます。したがって、いまの場合ですと、その倒れたことが集金に出かけたことに直接起因するかどうかという判定がむずかしい問題でございますので、私、いまお伺ひした範囲では、業務上という判断もあり得るだろうし、一般的には心臓病は非常に判断がむずかしいございまして、起因性がないというのが

たわけでありまして、しかし、従来にないような非常に特異な事例といたしまして現在審査会で検討中でございますので、その審査会の結論を待ちたいと思ひますが、そういった、ほかにもございまして、公務災害の場合には、そういったケース・バイ・ケースの判定といえますか、積み重ねによっておおよそ公務起因性というものが確定されてきた経緯もございまして、したがって、今後こういった公害病的なものが公務との関係においてどうなっていくかというの、非常に新しい考え方が示されるものと思ひます。そういうのを待つて、逐次そういったものを事例判例を積み上げた上で対処していきたいと思ひます。

いままでだいぶ多いございますから、そのような経験から言うと業務外になる懸念のほうが多いのではないかと思います。これは非常にむづかしい問題でございますので、私もちょっといいかげんな答弁はできないと思います。

○小川(新)委員 これまで終わりますけれども、この脳溢血の場合、参考のためもう一つ聞いておいてもらいたい。

これも、ある会社の経理課長さんが、会社の法人税の確定申告に対する税務署員の調査に立ち会ったところ、税務署員からあなたの責任であると言われて、精神的ショックで脳溢血でひっくり返って死んだ。これは現行法では認定されませんでした。先ほどの集金人の方は認定されないので、よ。だからおかしいからこうやって例を引いているのです。あなたが聞いていてもおかしいと思うのだから、私はもっとおかしいと感じているのです。

こういう状態で、オール・オア・ナッシングのいまの制度というものはおかしいということ、おかしいというよりもたいへんなんですね、現実になくならちゃったのですから。そこで不服審査に出したり裁判になったりしても、その結果はいまだにわからないということじゃ困るのです。そういう問題で、この制度に対して段階的に、半分疑わしいけれども、半分は、あなたがいまおっしゃったように、なるかもしれないというような問題について、ゼロか一〇〇%出すかということではなくて、そこにもう一つランクを設けて支給ができるようにしてあげたいかがだろうか。このお答えをいただいて、不満足ですけれども、時間がなくなつたようでございますので終わらせていただきますが、どうかひとつ十分な御配慮をいただきたいと思います。お答えをいただきたいと思ひます。

○権弘政府委員 気持ちよいいたしましたは、公務起因という相当性が認められる場合には前向きに対処すべきものと思ひます。しかしながら、災害補償というものが公金をもって補償してある限り

におきましては、そういうボーダーラインをすべとするということになりますと逆に不均衡という問題も発生するかもしれないと思ひます。したがってその意味では、いわゆる役所流儀というところで若干かたくな考へる向きがあるかもしれませんが、運用にあたってはできるだけそういったかたくなという弊をなくして、弾力的に運用する立場で考へるべきものだろう、このように思つております。

○小川(新)委員 たいへんありがたい御答弁でございます。ひとつその法の精神を生かし、弾力的に運用されることを望んで終わらしていただきます。ありがとうございます。

○伊能委員長 折小野良一君。

○折小野委員 あとの時間の関係もございまして、簡単に二、三の御質問を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、先ほどの小川委員の御質問にちょっと関連をしておきますが、平均給与額の算定にあたりまして、期末手当、勤勉手当がその算定の基礎の中に含まれていないということでございます。これにつきましては小川委員からの発言のように、私もやはり、これも現実のわが国の給与制度のもとにおいてはいわゆる生活費である、こういうふうな判断をいたします。そういう立場から今後十分御検討を願いたいと思ひます。でございます。その反面に、この法律の四十九条で「費用の負担」というのがございまして、この費用の負担の面におきましては、「給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問はず」もちろんこれはカ、コ書きで「退職手当を除く」ということでございまして、すべての支払われる給与を基礎として費用は負担をされるというところになっております。もちろんこれは同じ人が普通の保険のように掛け金を払って、そうしてまた反面給付をもらうというところではございませぬので直接の関連はございませぬが、しかしその場合には期末手当、勤勉手当、これはもう当然含むわけでございますね。といたしますと、法的

に少し組み立て方の上からいって斉合性が欠けておるのじゃないか、こういうふうな気がいたすのですが、いかがでございますか。

○権弘政府委員 平均給与の算定につきまして、期末、勤勉手当を入れるべきではないかという議論につきましては、先ほど来防災基本問題懇談会の方で積極的に御検討ということをお願いしておりますので、その線を持って措置したいと思ひます。が、四十九条との関係は、考へてみまするに、いま折小野先生も御理解の上で御質問いただいたというように理解いたしました。が、各地方団体から基金に対して負担金をどう払い込むかという場合には、退職手当といった、いわばほんとうの一時金でございます。これは個人個人違いますから、めんどうくさいといひます。計算はむずかしい。ございまして、給与総額になります。と、うすすに、かりにコンピュータできまして、おりますから、そういうところで基礎にしたという便宜論があるのじゃないかと思ひます。その意味で、給付を受けるべき人と負担をする者とは基本的に違つておりますから、いわば掛け金徴収の便宜といひます。もちろん突き詰めてまいりますと、おっしゃったように斉合性の問題はどうかということになります。が、そこまでは強く斉合性を考へたものじゃないだろうというふうな理解をいたしております。もちろん、これがあるからそれでは当然に期末、勤勉手当を入れなければならぬかという議論とまた違ふのじゃないだろうかという感じもするものでございまして。

○折小野委員 まあ、解釈はいろいろ成り立つたろうと思ひます。しかし、制度をできるだけ斉合性のあるものにしていくという面からいいますならば、やはり、いまおっしゃったような事情の中にあることはわかるわけでございますが、これも斉合性を保つて制度化するということが、よりいいように考へられるわけでございます。そのういふ点からいいたしまして、私の申し上げたいことは、やはり平均給与の中に現実においては生活費である期末、勤勉手当も含めるべきである、

またそういう方向への御検討がなされておるようでございますが、そういう面をできるだけ促進をさせていただきたい、こういうふうな考へるわけでございます。

ところで、四十七年度の災害補償の実績でございますが、この資料を拝見いたしますと、都道府県、市、町村、一部事務組合、この四つの団体に区分をいたしまして、件数、割合、金額、こういうものが出ておるわけでございますが、この数字をばつと見ただけ、それからいいますと、はたしてこれでうまく均衡がとれておるのだろうか。均衡といつてもちょっとおかしいかと思ひます。が、この数字等からいいますと、都道府県に非常に片寄つておるのじゃないか。ということ、は、あるいはそれぞれの職務の性質、そういううな面からいいたしまして、都道府県にその対象者が当然多くなるようなそういう職務が非常に多い、こういうことにもなるかと思ひますが、いづれにいたしましても、こういうふうな数字が出てきておるその基礎と申しますか、そこにはどういうような事情があるのか、わかつておりましたらひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

○山田説明員 ただいまの点でございますけれども、御指摘のように、たとえば四十七年度の場合を見まして、災害認定の件数におきまして都道府県が一万七千四百七十五、市町村が一万六千八百二十、さらに過去の計数を見ましてもほぼ同様の傾向をたどつております。またお話にもありましたように、その中身につきましては職種別になりの差がございまして、たとえば都道府県の場合でございますとほぼ六割相当が警察で占めております。次に東京都の清掃関係、一方、市町村におきましては最高は清掃関係でございます。そのほか消防、電気、ガス、水道部門と続いておりますので、そうした職種別の差にもよるものと思ひますけれども、全体として見た場合におきましては、大体職員数との比率をとりましますとほぼバランスがとれておる、そういう経過になっております。

○折小野委員 この法律の施行に関連をいたしまして、これは先ほど申し上げました負担金の関係でございますが、職員の区分に応じまして給与の総額に乗ずる割合というものが政令で定められております。これはもちろん負担するほうと給付を受けるほうとは別だという先ほどの話と多少の関連があるわけでございますが、しかしこの面からいいますと、やはり負担をするのは、その職種の実際等から考えまして、やはりそれとの関連というものを全然無視するということはできないわけのものだというふうに考えます。先ほどは都道府県あるいは市、町村、一部事務組合、この区分で私が感じたことでございますが、この職員の区分という面から考えますと、大体この割合の比率と申しますか、実績は大体これと符合してあるというところでしょうか。あるいはその辺に多少アンバランスな面が最近出てきておりますでしうか、いかがでありますか。

○山田説明員 ただいま御指摘ありましたように、職員の職種別によりまして災害の発生率も異なるということも考慮いたしまして、負担金につきましても職種別にその給与等に対する率を変えておるわけでございますけれども、その負担金の収入に對しまして実際行なわれている補償についてどのようになっているかということでございますが、職種全体を合計いたしました場合、昨日も問題がありましたように、一部支払い備金として後年度に繰り越されている関係もございまして、補償費は負担金収入の大体六割程度となっておりまして、たとえば負担金の率の一番高いもの等についてみましても、たとえば警察でも負担金収入に對する補償費の割合が六一・八、それから一般職員の場合につきましても五・六・九、若干の差はありますが、全体としてみましますとほぼ均衡がとれております。ただ一部消防等につきましてはその割合が四〇％、清掃につきましてもはほぼ六五％と若干の差がございまして、これは五年ごとに実績を見まして負担金率等につきましても見直しをする、そういう機会に是正をしいて、長期

的にはその均衡をはかる、そういう制度になっております。

○折小野委員 いろいろ実情がございしますので、その変化に応じていろいろと再検討する、あるいは見直しをするというところは必要かと思ひますが、次の見直しの時期がいつなのか。そして最近の実情の変化等から、どういふ部分について見直しの必要があるというふうな現在の時点においてお考えになっておられるのか。もう一つ、最近事務の内容が非常に複雑化してきておる、あるいは専門化してきておる、そういうふうな実態からいいたしまして、新しく現在の区分以外に区分を設ける必要があるのじゃないか、こういうふうにお考えの面がありましたらその点。以上三つについてひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○山田説明員 ただいま御指摘のありました負担金の再計算等につきましては、一応昭和五十年年度を予定しておりますので、そこで出てきた結果によりまして五十年から新たな負担金を定める、適用していく、そういうことになっております。

なお職種等につきましては、その職種に含まれている職員の勤務の実態等によりまして、その範囲等について一部議論もあるようでございます。それから労災におけるようにメリット制、すなわち実績によって団体ごとの率を変えたらどうかというふうな意見も一方にはございすけれども、一方においては、地方公共団体の勤務条件というのは画一的である、あるいは保険制度の趣旨からいえば必ずしもそういう必要もないのではないかと、そういうふうな各般の議論がございすので、それらにつきましてもあわせて検討いたしまして、適正な負担率を定めていく、そういうふうな指導してまいりたいと考えております。

○折小野委員 最近の地方公務員の業態あるいは勤務の実態、こういうふうな面から見まして、いわゆる職業病、こういうふうな考えられるような事例は出てまいっております。一般民間におきましては、それぞれの職業によりまして、特殊な

薬品を使うとかあるいは特殊な作業態様とか、こういう面からいたしましていわゆる職業病といわれるものがございすし、さらに最近では電子計算機を使うというふうなことから、いわゆるキーボード・チャーターの特殊な勤務によりまして職業病といわれるようなものが出てきておるようになっています。検査もされつつあるようでありまして、地方公務員の業態からいいますと、そういう特殊なものが出てまいっております。どうか、お伺いいたします。

○植弘政府委員 たとえば社会福祉施設といひますか、乳幼児と身障者を扱うところにおける腰痛の問題だとか、清掃職員の腰痛とか、そういうふうな問題がいろいろと出てくるようには承っておりますが、まことに申しわけありませんが、昨日も申しあげましたように、各地方団体についての具体的な状況の調査の実態はまだ把握しておりませんので、これは基金とも相談いたしまして、早急にそういうものの実態もきわめてみたい、このように思ひます。

ただ問題は、そういう反面、健康管理といった形からする従来の配慮において欠けるところがあつたのではないだろうか。この点は、昨年労働安全衛生法が特に基準法から独立してできたような経緯もございまして、あれを機会に、私どももいたしまして地方団体にその趣旨を徹底するということのような指導をいたしておりましたので、そういう面とあわせて今後十分実態を把握いたしたい、このように考えております。

○折小野委員 そういう面につきましても、いろいろと職務の実態もございすので、十分実態を把握して御配慮願ひたいと思ひますが、特に、いまお触れになった問題と関連をいたしまして、肢体不自由児を扱う職員、これは非常にそういうふうなおそれが多いわけなんです。普通の子供を抱くとかささえるとかいう場合には、からだは動かないくとも、その子供自体がある程度のそういう動作に對するからだの反応を示すわけです。ところが肢体不自由児の場合はそれができません。そう

いうような関係で思わぬ危害あるいは思わぬ疾病といひますか、その原因をつくる、こういうふうなことがよくございす。したがいまし、そういうふうな面につきましてもひとつ十分な実態把握の上に、その関係の人たちは場合によつて数は少なくとも、そういうものに対する適切な、しかも妥当な配慮というものをぜひひとつやっておいていただくようお願いをいたしたいと考えております。

それから、一般的な問題でございますが、現在一般の労働者災害補償法、それから国家公務員の災害補償法、地方公務員の災害補償法とあるわけでございす。それぞれ業務の実態がいろいろ異なるというふうなこともございまして、それらの災害補償制度が出てきておる。しかしその間にはいろいろと均衡をとりながらやっていくというのが現在のあり方だと思ひます。

そういう点においては、基本的には共済年金あたりの場合とほとんど同じであらうかと思ひますが、しかし、共済年金とこの災害補償とを比べますと、災害補償関係におきましては、そのような特殊性というものは共済年金ほどないんじやなかろうか。それは経過的なものもそれほどございませうし、また基本になる給与関係の特殊性というものもそれほど大きく影響をしないんじやないか。こういう点からいいますと、やはりこういうふうな制度はできるだけ早い機会に一本化して、より充実したものにしていくことが必要なんじやなかろうかというふうな考えです。

こういう点につきましても、これは自治省だけの問題じゃもちろんないかと思ひますが、将来の問題としてそういう方向で検討される御意思はあるかどうか。あるいは現在予想される将来の方向といたしましてそういう面が考えられるかどうか、担当の責任者としてひとつ御所見をお伺ひたいと思ひます。

○植弘政府委員 地方公務員の災害補償制度を経過的に振り返りますと、四十二年に本法を制定させていただきますまでは、本来ならば労働基

準法の体系のもとにおいて災害の対象となるべきものでございまして、地方公共団体自体が基本的には税金をもって担保するという形でございまして、そういう公務災害に準ずるような事象が発生した場合にのみから措置するということが制度であったわけでありまして、国家公務員の場合に災害補償法に準じた国家公務員災害補償法をつくらせておりましたので、地方公務員につきましてもそういう制度を採用させていただいたわけでありまして、そこらのところを考えてまいりますとやはり、民間企業においては使用者負担というものの関係で災害補償制度がございしますが、公務員の場合には発生について直接国なり地方団体が補償するというたてまえをとっておりまして、若干そこに制度の違いがあるように思われます。

しかしながら、その措置すべき内容については、これはそこに不均衡があつてはならないものというところで、今回も労災なり国家公務員災害に準じて同じような改正をさせていただいておるわけでありまして、将来の方向としては、この災害補償自体が社会保障なのかどうかという点で非常に議論があるところのようでありまして、最も広い意味において社会保障的なものだという考え方が通るならば、やはり折小野先生御指摘のように、一つの制度のもとにおいて措置されるということもあるべき方向かと存じます。しかしながら、現実にも相当制度的な差もございすために、直ちにこれを一本化するというのはなかなか容易ではないと思ひますが、方向としてはそういう方向で今後検討すべきものではなからうか、このように考えております。

○折小野委員 この災害補償法に關しましていろいろと今日まで質疑応答がありまして、それを私聞いておりました感じが、この制度のあり方あるいは運用につきまして、政府側の御答弁といたしましては、ILOの百二十一号条約にのっとり、あるいは外国の例あるいは国際水準を基礎として、あるいはまた民間あるいは国家公

務員との均衡を考慮してとか、常にそういうふうな御答弁があつておるわけでございます。もちろんそういう中におきましても、将来については何とか積極的な姿勢でということもおっしゃっておりますが、現在のところは、少なくともそういう外的なもののワケ内において何とか地方公務員の災害補償制度を充実していこう、こういうふうなお気持ちのようには聞いてまいりました。もちろん、わが国の災害補償制度というものは非常におくれておる、そういうような立場からいたしますと、上に目標を置いて、そうしてそれに追いつこうというところでそれぞれ努力をしていく、これもまた一つの考え方あるいは一つの方法であらうというふうな考えです。

しかし、基本的には、やはりわが国の労働者、わが国の公務員、わが国の地方公務員の実態に即した最も正しい、また当然あるべき災害補償制度というものを確立するということが一番基本的な立場ではなからうか、こういうふうな私ども考えます。もちろん、おくれておるわが国の現状におきまして、外部的な目標を設定して努力する、そのことの中におきましてわが国の災害補償制度を逐次確立をしていくという姿勢は、これはもちろん大切なことではあらうかと思ひますが、基本的にはやはりわが国独自のものを自主的に考へていくということ、これが一番必要であらうと私どもは考えます。

それに関連をいたしましたしては、前の共済年金との関連もございまして、特に対象者というふうな方々が社会的に非常にお気の毒な状態にある人である、しかも今日インフレの中におきまして最もその影響を受ける立場にある人たちである。こういう点からいたしますと、やはり改善の方向も実態に即した考え方というものが一番基本になければいけないのじゃないか、そういうことを痛感いたします。もちろん、制度運営の面には当然政府といたしましてはなかなかかまされませんが、しかしそういうような基本的

な考え方がなければ、制度を改善していくのも、あるいは制度の運営にあたりまして、なかなかその実態に沿うようなものになつていかない、あるいはそういう十分な効果をおさめ得ない、こういうことになつてまいるのはなからうかと思つております。

そういう点から、今後の運営も含め、また将来の制度の改善も含めまして、ひとつ自治大臣のこの面に対する基本的な御所信をお伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○町村国務大臣 今日の地方公務員の災害補償制度というものが、その成立の過程におきましては、一般の労務災害補償制度あるいは国家公務員の災害補償制度というものを十分念頭に置きながら、しかもやはりそれとの均衡をはかるということとでこの制度が今日に至つておるということはまさに御指摘のとおりであらうと考えます。

しかし、折小野議員によりますれば、わが国のこの制度自体がもつとわが国独自のものでなければならぬはずである。またさらに、地方公務員には地方公務員として、一般の民間労働者あるいは国家公務員ともかなり違つた一面もあるわけである。したがつて、そういう独自の制度があつてしかるべきだ、こういう御指摘、御意見、私まことにごもっともなことであると考へるのでございす。しかしまた一面、それは国家公務員と地方公務員がどういう点において違ふのかということになつてまいりますれば、共通しておる面が非常に多いということもこれは疑いをいれないところでございますが、しかし、地方公務員の中には確かに国家公務員とは勤務の態様等、かなり違ふものもあるということもまた事実でございます。そういう点から、はたしてきめこまかく現在の制度がでさうがっておるかどうかというところになりますれば、これは確かに御意見のようない面が存在しておるのではないかと私思ひます。

したがつて、先ほど来お話がだんだん出ておりました、一応この制度というものは、国際的に見ましても大体先進国のそれと肩を並べる程度にまで今日整備が進んでまいりました。これから先は、この制度について、いま折小野議員が御指摘になりましたようなことがさらに検討されてしかるべきものであらうというところは、私も全く同様考へておるところでございます。今後さらにその内容を整備いたし、真にわが国の地方公務員の災害に對します補償制度として、より進んだと申しましようか、整つたものに仕上げていくということに今後政府としても真剣に取り組んでまいらなければならぬ、かように考へておる次第でございます。

○折小野委員 終わります。ありがとうございます。

○伊能委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊能委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もございません。これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伊能委員長 ただいま議決いたしました法律案に対して、村田敬次郎君、山本弥之助君、青柳盛雄君、小濱新次君及び折小野良一君から、五派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。村田敬次郎君。

○村田委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五派を代表いたしまして、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

だきます。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、現下の社会経済情勢にかんがみ、地方公務員の災害補償制度について、今後とも引きつぎ鋭意検討し、その改善に努めるとともに、特に左の諸点について善処すべきである。

一、地方公務員災害補償基金審査会等における審査にあたっては、公務が複雑化し、かつ専門化している現状を十分に認識し、これに適応した裁定を行いうるよう努めること。

二、障害補償年金および障害補償一時金等の額の基礎となる平均給与額の算定にあたっては、期末・勤勉手当をふくめるよう検討すること。

三、年金受給者の生活の安定をはかるため、社会経済情勢の変化に即応し、年金額の改定がすみやかに行いうるよう措置すること。

四、民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実施状況に対応し、その均衡を考慮して適切な改善措置を講ずること。

五、平均給与額の最低保障額を引き上げるとともに、特殊公務災害の範囲の拡大について検討すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、皆さま方の御賛同をお願いいたします。

（拍手）

○伊能委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よって、村田敬次郎君外四名提出の動議のごとく、附帯決議を付することと決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村自治大臣。

○町村国務大臣 ただいまいただきました附帯決議

議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、その実現に努力いたしたいと存じます。

○伊能委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 次回は、来たる十四日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

地方行政委員会議録第十号中正誤

ページ 段行 誤

三二〇 名瀬港 名瀬空港 正

九二二 説明員 政府委員

同第十一号中正誤

ページ 段行 誤

二四三 自動車道 自転車道 正

五二五 認められた 認められた

同第十二号中正誤

ページ 段行 誤

六四三 非常税 非課税 正

三三三 応申 答申

三三三 財収 財政

